

佐本規制発第38号
令和4年3月2日

関係所属長殿

保存	5年(令和9年3月31日まで)
有効	令和9年3月31日まで
規制調査係	

交通部長

良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車通行空間の整備に係る留意事項等について（通達）

自転車通行空間の整備については、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（令和4年2月22日付け佐本交企発第24号ほか。以下「本部長通達」という。）に基づき推進することとされているところ、その留意事項等は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

1 留意事項

(1) 普通自転車専用通行帯の整備等関係（本部長通達第2の1(1)関係）

ア 既存の道路における自転車通行空間の整備については、本部長通達第2の1(1)から(3)までに掲げる施策を併せて検討することとし、当該道路の交通実態等を勘案した上で、道路管理者と連携し、道路の横断面構成の見直しを含めて検討すること。

イ 道路の改築等における道路管理者との協議等においては、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離されるような自転車専用の通行空間の整備を検討するとともに、併せて既存の普通自転車歩道通行可の交通規制（以下「自歩可規制」という。）の解除も検討すること。

ウ 自転車ネットワークの整備効果を早期に発現させるため、道路管理者や市町と連携し、選定した重点地区等や自転車ネットワーク路線における整備優先度を検討し、優先度が高い地区・路線等においては、自転車通行空間を重点的に整備すること。

エ 自転車通行の安全性を向上させるため、駐車禁止又は駐停車禁止の交通規制を検討する場合は、駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線又は重点地域に指定して取締りを強化するなど、違法な駐停車車両の

排除を積極的に進めること。

オ 自転車道については、一方通行での道路両側への整備を基本とし、自転車一方通行の交通規制の実施について、地域住民や自転車利用者等の理解が得られるように努めること。

(2) 自歩可規制の見直し関係（本部長通達第2の1(2)関係）

ア 橋梁や高架の道路、トンネル等における幅員3メートル未満の歩道の自歩可規制の見直しに当たっては、本部長通達第2の1(2)ア(イ)の該当の有無を慎重に検討すること。

イ 普通自転車の歩道通行部分の指定に当たっては、道路附属物その他工作物の設置状況に配慮するとともに、道路管理者によるカラー舗装等の整備と齟齬が生じないようにすること。

(3) その他留意すべき自転車に係る交通規制

追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制は、「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和3年12月8日付け佐本規制第235号）の別添第12のとおり、見通しのきかないカーブ等の道路構造上危険な区間のほか、交通量が多く、追越しのための右側部分はみ出し通行による交通事故が多発し、又は多発することが予想される区間等で実施することとされている。

当該規制の実施区間においては、車両は自転車を追い越す場合であっても道路の右側部分へはみ出すことが禁止されることから、自転車の車道通行が多い区間において当該規制を実施した場合には、右側部分へのはみ出しを避けるため自転車との接触事故が発生するおそれがあるほか、自転車を追い越すための右側部分へのはみ出し通行による交通事故の発生も懸念される。

このため、自転車の車道通行が多い区間において当該規制が実施されている場合には、道路交通状況に見合った必要な規制区間となっているか改めて点検を行い、自転車の追越しのための距離を確保できる場合には当該区間において規制の解除を検討すること。また、追越しに必要な距離を確保できない道路の区間が連続している場合には、歩道の幅員に応じて自歩可規制を行うことや、道路管理者に対し、追越しのための車道の拡幅を働きかけるなど、実態に即した見直しを検討すること。

2 計画の報告

R04-076

各警察署にあっては、市町で策定されている自転車活用推進計画や自転車ネットワークに関する計画及び道路管理者によって策定される自転車空間に関する計画を認知した際は、交通部交通規制課に報告すること。